

社会福祉法人穂波福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成29年 4月 1日施行
令和 6年10月16日改定

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は社会福祉法人穂波福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事、監事をいう。
- (2) 常勤理事（理事長含む）とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事（理事長含む）とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、この法人で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長（常勤）及び常勤理事の報酬は、別表1アにより支給することができる。
但し、無報酬にすることができる。
- 3 理事長（非常勤）の報酬は、別表1イにより支給することができる
非常勤理事の報酬は、理事会出席等、必要の都度、別表3により定額を支払うことができる。
- 4 監事の報酬は、理事会出席等、必要の都度、別表4により定額を支払うことができる。
- 5 評議員の報酬は、別表5により定額を支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤理事及び監事にあつては、理事会出席等、又評議員にあつては評議員会出席等、必要の都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関

口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、定款第32条第3項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行し、同日から運用する。
2. この改正規程は、令和6年10月16日から施行し、同日から運用する。

別表1 理事長の報酬

- ア. 常勤：月額300,000円とする。
 - イ. 非常勤：出勤1回につき、40,000円とする。
- 但し、理事会等会議出席については無報酬とする。

別表2 常勤理事の各年度報酬総額

- 各年度の報酬総額が4,800,000円以内とする。
- 但し、理事会等会議出席については無報酬とする。

別表3 非常勤理事の報酬

- 理事会等会議出席の都度、一人一律7,000円（源泉所得税控除後）
- 但し、各年度の報酬総額が500,000円以内とする。

別表4 監事の報酬

- 理事会等会議出席の都度、一人一律7,000円（源泉所得税控除後）
- 但し、各年度の報酬総額が300,000円以内とする。

別表5 評議員の報酬

- 評議員会等会議出席の都度、一人一律7,000円（源泉所得税控除後）
- 但し、各年度の報酬総額が800,000円以内とする。